

昭和四十年政令第二百十九号

港則法施行令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

（指定港）

第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。

附則 抄

（施行期日）

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十二年二月二日政令第三七七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十二年一月十日から施行する。

附則（昭和四十二年七月一〇日政令第一八四号）

この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。ただし、別表第一福島県の部江名の項、福井県の部三国の項、鳥取県の部鳥取の項、鳥取県鳥根県の部境の項、福岡県の部荏田の項及び大分県の部佐伯の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年四月二日政令第六七号）抄

（施行期日）

1 この政令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一愛知県の一部伊良湖の項、三重県の部宇治山田の項、兵庫県の一部高砂の項及び同部伊保の項の改正規定 この政令の公布の日

二 別表第一富山県の部伏木富山の項の改正規定及び次項の規定 昭和四十三年四月十七日

三 別表第一千葉県の部木更津の項及び大阪府の一部阪南の項並びに別表第二大阪府の項の改正規定 昭和四十三年六月一日

附則（昭和四十四年六月四日政令第一四一四号）

この政令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一島根県の部松江の項及び長崎県の部長崎の項の改正規定は公布の日から、同表新潟県の部新潟の項の改正規定は同年八月一日から施行する。

附則（昭和四十五年五月二七日政令第一四四号）抄

この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則（昭和四十六年五月一日政令第一四三三号）

この政令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第一北海道の部枝幸の項及び岩内の項、茨城県の部鹿島の項、千葉県の一部館山の項並びに鳥取県の部鳥取の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一日政令第一七一七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二八日政令第一一三三号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年五月三〇日政令第二〇九号）

この政令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一新潟県の部直江津の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年一月二六日政令第五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十八年一月二〇日政令第三四〇号）

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部留萌の項及び鹿児島県の部志布志の項並びに別表第二北海道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年四月二日政令第九九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。ただし、別表第一北海道の部羅臼の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年一〇月二日政令第三五三三号）

この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二日政令第二〇五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則（昭和五一年七月九日政令第一九四号）

この政令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。

附則（昭和五三年一月一八日政令第四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則（昭和五十四年一月一九日政令第六号）

この政令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則（昭和五十五年一月二二日政令第二号）

この政令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則（昭和五十六年一月二七日政令第一〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附則（昭和五十七年七月六日政令第一八八号）抄

（港湾運送事業に係る経過措置）

1 この政令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の苦小牧港の区域（改正前の同表の苦小牧港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十八年八月三〇日政令第一九四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

5 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の大分港の区域（改正前の同表の大分港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十九年八月二四日政令第二六〇号）

この政令は、昭和五十九年八月二四日から施行する。

この政令は、昭和五十九年九月一日から施行する。  
附則（昭和六〇年七月九日政令第二二〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、別表第一兵庫県の部尼崎の項及び西宮の項の改正規定並びに別表第二兵庫県の項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月三日政令第二〇一号）

この政令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。

附則（昭和六二年七月三日政令第二五五号）

この政令は、昭和六十二年七月十日から施行する。ただし、別表第二宮城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二日政令第二二七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附則（平成元年七月二日政令第二三〇号）

この政令は、平成元年八月一日から施行する。

附則（平成二年八月二七日政令第二五二号）

この政令は、平成二年八月二十四日から施行する。

附則（平成三年一〇月二二日政令第三二九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の開門港の区域（改正前の同表の開門港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（平成四年一二月九日政令第三二七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成四年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にこの政令による改正前の横須賀港の区域（この政令による改正後の横須賀港の区域を除く。）における工事又は作業については港則法第三十一条の規定により横須賀港の港長がした許可は、同条の規定により京浜港の港長がした許可とみなす。

附則（平成五年八月二五日政令第二七九号）

この政令は、平成五年九月一日から施行する。ただし、別表第二茨城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成六年七月一日政令第二二二号）

この政令は、平成六年七月十日から施行する。

附則（平成六年一〇月一三日政令第三三二号）

この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附則（平成七年二月二二日政令第四二七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成八年一月五日から施行する。

附則（平成八年七月一九日政令第二二五号）

この政令は、平成八年七月二十五日から施行する。

附則（平成八年一〇月九日政令第三〇二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成八年十月十五日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の水島港の区域（改正前の同表の水島港及び玉島港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

5 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる玉島港についての港湾運送事業に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の三河港の区域（改正前の同表の豊橋港及び蒲郡港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

6 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる豊橋港又は蒲郡港についての港湾運送事業に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成十年九月十日から施行する。

附則（平成一一年一〇月二〇日政令第三三〇号）

この政令は、平成一一年十月二十九日から施行する。

附則（平成一二年八月三〇日政令第四一〇号）

この政令は、平成一二年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年九月十日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の開門港の区域（改正前の同表の開門港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、同法第二十二條の二第一項に規定する許可を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（平成一三年一二月二八日政令第四三四号）抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成十四年十一月一日から施行する。）  
 この政令は、平成十四年十一月一日から施行する。

附則（平成十五年八月二十日から施行する。）  
 この政令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附則（平成十六年八月二十七日から施行する。）  
 この政令は、平成十六年八月二十七日から施行する。

附則（平成十七年二月一日から施行する。）  
 この政令は、平成十七年二月一日から施行する。

附則（平成十八年八月一日から施行する。）  
 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。

附則（平成十九年七月二〇日政令第二二六号）  
 この政令は、平成十九年七月二〇日政令第二二六号

附則（平成二十年八月一日から施行する。）  
 この政令は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二十一年八月二十日政令第二〇三三号）  
 この政令は、平成二十一年八月二十日政令第二〇三三号

附則（平成二十二年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十二年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（平成二十三年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十三年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（平成二十四年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十四年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（平成二十五年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十五年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（平成二十六年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十六年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（平成二十七年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十七年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（平成二十八年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十八年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（平成二十九年八月二十日政令第二二〇三三号）  
 この政令は、平成二十九年八月二十日政令第二二〇三三号

附則（令和三年四月二一日政令第一四五号）  
 この政令は、令和三年五月一日から施行する。

附則（令和四年四月二〇日政令第一七八号）  
 この政令は、令和四年五月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）  
 都道府県名

北海道  
 北見枝幸港島防波堤灯台（北緯四四度五五分四八秒東経一四二度三六分二秒）から三〇六メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面

雄武港新北防波堤灯台（北緯四四度三五分一〇秒東経一四二度五八分八秒）から三〇三度五三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面

紋別灯台（北緯四四度二分二秒東経一四三度二分五五秒）から九三度一、〇九五度一、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度三〇分一、三九五メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

網走港東防波堤灯台（北緯四四度一分二三秒東経一四四度一七一分五秒）から二七九度六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九〇度及び三〇五度引いた線以北の部分、同地点から九〇度二、一〇〇メートルの地点から一八〇度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の網走川水面

羅臼港第三西防波堤灯台（北緯四四度一分一七秒東経一四五度二二分一〇秒）から二五三度六五五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面

根室港北防波堤灯台（北緯四三度二分五三秒東経一四五度三四分四四秒）から一九二度五〇〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面

花咲灯台（北緯四三度一六分四三秒東経一四五度三五分二〇秒）から一八三度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

霧多布三角点（四七メートル）（北緯四三度四分五〇秒東経一四五度八分二五秒）から〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線、同三角点から二六三度三分一、五九〇メートルの地点から二〇四度三分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

厚岸アイカツプ埼から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

釧路灯台（北緯四二度五八分一〇秒東経一四四度二分二四秒）から三五三度二〇メートルの地点から一八〇度三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七〇度八、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度三分三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雪櫃橋下流の釧路川水面

十勝広尾三角点（二六メートル）（北緯四二度一七一分一秒東経一四三度一九分一〇秒）から一〇度三分二、六六〇メートルの地点から一〇二度二、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一五度三分四、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

えりま住吉山山頂から二〇八度一八五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面

もり様似港外西防波堤灯台（北緯四二度七分二六秒東経一四二度五四分四〇秒）から二八度七九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面

浦河灯台（北緯四二度九分四六秒東経一四二度四六分三六秒）から三一九度一、四七〇メートルの地点から二五六度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度三分二、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

苦真小牧三角点（六・六メートル）（北緯四二度三七分五二秒東経一四一度三九分一六秒）から二六三度五、四一〇メートルの地点から一七四度五、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と苦小牧港東地区東防波堤灯台（北緯四二度三四分四九秒東経一四一

度三四分四九秒東経一四一

室蘭	度四六分一七秒) から一二〇度三〇分七、八四〇メートルの地点とを結んだ線、同地点から二〇度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊達	室蘭港南外防波堤灯台(北緯四二度二〇分五六秒東経一四〇度五四分五八秒) から二五〇度五六〇メートルの地点から一二五度に引いた線、同地点から七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
森達	東浜三角点(三メートル)(北緯四二度二七分四二秒東経一四〇度五二分一三秒) から二九〇度一、〇六〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
白尻	高森三角点(二五メートル)(北緯四二度六分二〇秒東経一四〇度三五分四〇秒) から三七度七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
函館	弁天島三角点(一〇メートル)(北緯四一度五六分一秒東経一四〇度五七分一秒) から二五六度八七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
松前	穴潤岬から一八〇度九五〇メートルの地点から六九度に引いた線、同地点から大野川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福島	松前灯台(北緯四一度二五分八秒東経一四〇度五分二〇秒) を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
江差	福島港外防波堤灯台(北緯四一度二八分三三秒東経一四〇度一五分四五秒) から二五〇度四七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
瀬棚	鷗島灯台(北緯四一度五二分五秒東経一四〇度六分五〇秒) から一一五度三〇分五四〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
岩内	三本杉三角点(九五メートル)(北緯四二度二七分二四秒東経一三九度五一分七秒) から一九〇度一、七八〇メートルの地点から二七度二、四一五メートルの地点まで引いた線、同地点から六度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度一、四七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
余市	寿都港北防波堤灯台(北緯四二度四七分四三秒東経一四〇度一四分一七秒) から一八八度三五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
小樽	岩内港西防波堤灯台(北緯四二度五九分四八秒東経一四〇度三〇分三四秒) から二〇九度三〇分二、三一五メートルの地点から三四度七四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
石狩	シリバ岬から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
増毛	平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
留萌	増毛灯台(北緯四三度五一分一八秒東経一四一度三一分三九秒) を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
萌	留萌灯台(北緯四三度五七分三九秒東経一四一度三八分四二秒) から二一八度一、八〇五メートルの地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

青森県

青森	苦前岬三角点(六〇メートル)(北緯四四度一八分三四秒東経一四一度三九分三秒) を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
苗	羽津町三角点(一四メートル)(北緯四四度二分東経一四一度四分四三秒) から二三五度四一五メートルの地点から三二六度一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九度三〇分一、四九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度四四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
青	天塩港西防波堤灯台(北緯四四度五二分二秒東経一四一度四分四秒) から一三一度一、一〇五メートルの地点から二五三度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度四、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに同線を延長した線以南の天塩川水面
内	野寒布岬から声問崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
青	青苗岬から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
天	天壳港北防波堤灯台(北緯四四度二六分二二秒東経一四一度一九分五二秒) から二九二度三〇分三〇五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
焼	焼尻島三角点(五九・九メートル)(北緯四四度二六分三七秒東経一四一度二五分二一秒) を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
尻	峯形岬灯台(北緯四五度一分一〇秒東経一四一度七分四八秒) から二八〇度二六五メートルの地点から三度七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鬼	石埼灯台(北緯四五度九分一秒東経一四一度一九分四三秒) から二二五度二、二八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
脇	鴛泊灯台(北緯四五度一分四分七秒東経一四一度一三分五三秒) から一三五度五〇メートルの地点から一二三度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
泊	香深港北島防波堤灯台(北緯四五度一八分九秒東経一四一度三分一一秒) から二四七度三〇分五一一メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
深	金田ノ岬灯台(北緯四五度二七分三七秒東経一四一度二分一秒) から一七五度九五〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面中同灯台から〇度に引いた線以西の部分
浦	入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
青	弁天崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び明海橋下流の中村川水面
ケ	弁天崎から七ツ石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊橋下流の小泊川水面
小	厩石を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び増川橋下流の増川川水面
泊	北防波堤突端(北緯四一度九分三三秒東経一四〇度三八分二八秒) を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
三	鼻線崎から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石森橋下流の堤川水面
平	
館	
青	
森	

小	安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雷電橋下流の汐立川水面
野	野辺地町と平内町との境界海岸（北緯四〇度五三分一〇秒東経一四一度五五分五秒）から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地橋下流の野辺地川水面
大	大湊港下北防波堤灯台（北緯四一度一六分三一秒東経一四一度一〇分三三秒）から二二二度二、二〇〇メートルの地点を中心とする半径三、六〇〇メートルの円内の海面及び下北橋下流の田名部川水面
川	川内橋西端（北緯四一度一分五二秒東経一四〇度五九分三一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び同橋下流の川内川水面
脇	脇野沢川導水堤突端を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに脇野沢川脇野沢橋及び瀬野川瀬野橋各下流の河川水面
佐	佐井港北防波堤灯台（北緯四一度二六分一一秒東経一四〇度五一分三三秒）から二二七度三〇分四八五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
井	大間港西防波堤灯台（北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分一一秒）から一九二度五二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
大	大畑港東防波堤灯台（北緯四一度二四分五〇秒東経一四一度一〇分八秒）から一六二度一八〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び大畑橋下流の大畑川水面
尻	弁天島島頂（二一メートル）を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
岬	棚ノ沢三角点（二二メートル）（北緯四一度二分三二秒東経一四一度二二分五七秒）から一七二度三〇分一、九六〇メートルの地点から九〇度五、二九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度九、九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、尾駁沼水面並びに同三角点から二七〇度四、六八〇メートルの地点から一八〇度に引いた線以東の鷹架沼水面
原	日出岩（三・三メートル）（北緯四〇度三二分四六秒東経一四一度三三分五九秒）から一八〇度に引いた線、同地点から三一九度三〇分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇五度三、九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、新井田川湊橋及び馬淵川新大橋各下流の河川水面並びに旧馬淵川水面
慈	丑島三角点（六三メートル）（北緯四〇度一三分六秒東経一四一度五〇分四秒）から九〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度四、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湊橋下流の久慈川水面
八	八木港導灯（前灯）（北緯四〇度二〇分四六秒東経一四一度四五分五〇秒）を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面
木	館ヶ崎（北緯三九度三八分四九秒東経一四一度五九分）から一七七度二〇分二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛鼻（北緯三九度三六分四二秒東経一四一度五七分五〇秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮古橋下流の閉伊川水面
古	小島東端から伝作鼻及び熊ヶ崎東端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに大沢川門坂橋及び関口川宝来橋各下流の河川水面
山	
田	

大	七戻崎から雀島南端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川大槌大橋及び小槌川小槌橋各下流の河川水面
槌	釜石港湾口北防波堤灯台（北緯三九度一五分三三秒東経一四一度五五分五秒）から三三度一、〇三五メートルの地点から一四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢ノ浦橋下流の甲子川水面
石	コオリ崎灯台（北緯三九度一分六秒東経一四一度四五分三〇秒）から釜石崎灯台（北緯三八度五九分一〇秒東経一四一度四四分三〇秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに川口橋下流の盛川水面
大	大森山三角点（一四六メートル）（北緯三八度五七分二〇秒東経一四一度四二分二六秒）から二五七度七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面
船	梶ヶ浦防波堤突端（北緯三八度五三分東経一四一度三六分七秒）から一四八度四六〇メートルの地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津	荒島南端から二八度に引いた線、同島北端から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川曙橋各下流の河川水面
志	大貝崎からアゴシマ南西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
沼	清崎から一三九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
仙	狐穴崎から割石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮	尾崎から三三三度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
城	
田	下台三角点（三・三メートル）（北緯三八度二四分四九秒東経一四一度一四分二三秒）から二二二度三〇分二七〇メートルの地点から一六一度三、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八三度五、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八五度二、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川水面並びに北緯三八度二五分五秒の線以南の定川水面
釜	腕崎（北緯三八度二分五秒東経一四一度三分五七秒）から一七度五、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇九度に引いた線、唐戸島南端から二〇九度九、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに貞山橋以北の貞山堀水面
象	小淵崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び腰丈橋下流の象潟川水面
湯	金浦港灯台（北緯三九度一五分二二秒東経一三九度五四分四一秒）を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
金	芹田崎から二三度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦	子吉川口右岸突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び由利橋下流の子吉川水面
本	鶴ノ崎（北緯三九度五一分二九秒東経一三九度四九分一六秒）から一二九度三、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六五度七、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度五、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六七度
秋	
田	

秋田県

宮城県

福島県				山形県			
小作	中之	江倉	馬相	酒田	加茂	由良	鼠ケ
下神白三角点(四六メートル)(北緯三六度五六分一九秒東経一四〇度五五分一二秒)から一七三度二、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五〇度四、三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに玉川橋下流の藤原川水面	安竜三角点(八一メートル)(北緯三六度五七分五九秒東経一四〇度五六分五七秒)から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面中いわき市江名と同市折戸との境界海岸(北緯三六度五七分四七秒東経一四〇度五七分一九秒)から一三六度に引いた線以北の部分	安竜三角点(八一メートル)(北緯三六度五七分五九秒東経一四〇度五六分五七秒)から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	松川崎三角点(三〇メートル)(北緯三七度四九分二八秒東経一四〇度五八分四一秒)を中心とする半径一、六〇〇メートルの円弧のうち同三角点からそれぞれ七三度三〇分及び二六三度に引いた線以南の部分、同三角点から七三度三〇分一、六〇〇メートルの地点から三四二度三〇分五、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度二、〇四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	日和山三角点(三二メートル)(北緯三八度五五分一一秒東経一三九度四九分四九秒)から三三三度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径三、四五〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇度及び一九〇度に引いた線以西の部分並びに陸岸により囲まれた海面並びに新内橋下流の新井田川水面	鉄砲崎を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	由良港倉岩灯標(北緯三八度四三分二八秒東経一三九度四〇分二五秒)から一六四度三〇分に引いた線、同灯標から七六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鼠ケ関灯台(北緯三八度三三分三〇秒東経一三九度三二分二秒)から沖ノ芽西端まで引いた線、同地点から一〇度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖平島北端(北緯三八度三四分四秒東経一三九度三二分四八秒)まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

茨城県				千葉県				茨城県															
浦	白	館	山	浦	勝	子	銚	鹿	島	洗	大	湊	珂	那	珂	那	常	立	日	瀬	津	大	潟
安房白浜港灯台(北緯三四度五四分五三秒東経一三九度五八分八秒)から二三一度三〇分七四五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	館山港防波堤灯台(北緯三四度五九分一六秒東経一三九度五〇分五二秒)から一〇八度六一〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面及び汐入橋下流の汐入川水面	木更津港防波堤西灯台(北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒)から四九度四、八三〇メートルの地点から二九〇度八、〇四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三二度四、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇一度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢那川矢那川橋及び小糸川人見橋各下流の河川水面	千葉灯標(北緯三五度三四分五秒東経一四〇度二分四五秒)から二三八度四〇分一二、八七〇メートルの地点から〇度に陸岸まで引いた線、同地点から一六三度に引いた線及び	黒鼻から八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	銚子一ノ島灯台(北緯三五度四四分五二秒東経一四〇度五一分二四秒)から一八六度五五〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面及び松岸三角点(五二メートル)(北緯三五度四三分五三秒東経一四〇度四七分三三秒)から一〇度三〇分に引いた線以東の利根川水面	鹿嶋灯台(北緯三五度五九分三七秒東経一四〇度三八分五五秒)から八九度四五分五、二〇〇メートルの地点から二四一度に引いた線、同地点から一五一度九、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鹿嶋灯台(北緯三五度五九分三七秒東経一四〇度三八分五五秒)から八九度四五分五、二〇〇メートルの地点から二四一度に引いた線、同地点から一五一度九、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大洗港沖防波堤南灯台(北緯三六度一七分二六秒東経一四〇度三五分一三秒)から二九三度三〇分二、三六五メートルの地点から一九九度一、七九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六度二、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	那珂湊港南防波堤灯台(北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分九秒)から一四二度四七〇メートルの地点から〇度に引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに那珂川湊大橋及び酒沼川酒沼橋各下流の河川水面	大洗港沖防波堤南灯台(北緯三六度一七分二六秒東経一四〇度三五分一三秒)から二九三度三〇分二、三六五メートルの地点から一九九度一、七九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六度二、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	那珂湊港南防波堤灯台(北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分九秒)から一四二度四七〇メートルの地点から〇度に引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	那珂湊港南防波堤灯台(北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分九秒)から一四二度四七〇メートルの地点から〇度に引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	常陸磯崎灯台(北緯三六度二二分五一秒東経一四〇度三七分三三秒)から一九一度一、六三五メートルの地点から六四度二、五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度八、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	立日灯台(北緯三六度三〇分三四秒東経一四〇度三七分五六秒)から二〇八度三〇分一、八二五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ三〇度三〇分及び九八度に引いた線以東の部分、同地点から九八度一、八〇〇メートルの地点から一八八度二、三二五メートルの地点まで引いた線、同地点から二九二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川久慈大橋及び茂宮川新茂宮橋各下流の河川水面	日立灯台(北緯三六度三〇分三四秒東経一四〇度三七分五六秒)から二〇八度三〇分一、八二五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ三〇度三〇分及び九八度に引いた線以東の部分、同地点から九八度一、八〇〇メートルの地点から一八八度二、三二五メートルの地点まで引いた線、同地点から二九二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川久慈大橋及び茂宮川新茂宮橋各下流の河川水面	津会瀬港防波堤灯台(北緯三六度三三分三秒東経一四〇度三九分三七秒)から三一七度三〇分三六五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	大津岬灯台(北緯三六度四九分四七秒東経一四〇度四八分一一秒)から三一八度九〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	潟鵜子岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面					

東京都												神奈川県											
東京区				東京市				東京町				東京村				神奈川県				神奈川県			
都	東	京	区	市	東	京	市	町	東	京	町	村	東	京	村	神	奈	川	県	神	奈	川	県
寒川大橋及び養老川送油橋各下流の河川水面	岡田港防波堤灯台(北緯三三度四分三九秒東経一三九度二三分一九秒)から一九〇度七五メートルの地点を中心とする半径九〇メートルの円内の海面	竜王埼灯台(北緯三四度四分九秒東経一三九度二分三六秒)から一三四度三〇分一九〇メートルの地点から一二八度四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一八度六八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	仲之原三角点(一四メートル)(北緯三四度四分五七秒東経一三九度二分六六秒)から一八二度五六〇メートルの地点を中心とする半径七〇メートルの円内の海面	新島三角点(四二九メートル)(北緯三四度三分三八秒東経一三九度一分五六秒)からナダラ岩東端を見おした線、鳥ヶ島西端から鶴ノ根を見おした線及び陸岸により囲まれた海面	北風平三角点(一一九メートル)(北緯三四度七分四秒東経一三九度三分四九秒)を中心とする半径九〇メートルの円内の海面	横石鼻から〇度三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	前崎ヶ鼻(北緯三三度五分五五秒東経一三九度四分一五秒)を中心とする半径一〇〇メートルの円内の海面	十五号地南信号所(北緯三五度三分六分五〇秒東経一三九度五〇分五秒)から四八度四、五八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度九、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一九度六、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇四度七、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三分一、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横須賀市夏島町北端(北緯三五度一分四分九秒東経一三九度三三分七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、中川及び荒川葛西橋、大横川練兵橋、大島川西支川巽橋、隅田川永代橋、亀島川南高橋、築地川南門橋、古川最下流東海道本線鉄道橋、目黒川昭和橋、多摩川大師橋、鶴見川鶴見線鉄道橋、入江川入江橋、滝の川万代橋、新田間川金港橋、帷子川築地橋、大岡川弁天橋、堀川山下橋、千代崎川小港橋並びに堀割川八幡橋各下流の河川水面、月島川、汐留川、海老取川、鶴見川第一派川、鶴見川第二派川、入江川第一派川、入江川第一小派川、入江川第二派川、入江川第三小派川、入江川第四小派川、入江川小派常盤川、入江川第五小派川及び入江川小派台川の各河川水面並びにこれらの海面及び水面に接続する各運河水面	横須賀市夏島町北端(北緯三五度一分四分九秒東経一三九度三三分七秒)、同地点から六四度二、四七〇メートルの地点、同地点から四六度三分一、四五〇メートルの地点、観音埼灯台(北緯三五度一分二秒東経一三九度四分三三秒)から九〇度一、〇〇〇メートルの地点及び同地点から海懸島灯台(北緯三五度二分四四秒東経一三九度四分六秒)を見通し七、〇〇〇メートルの地点を順次に結んだ線、同地点から二九〇度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	観音山鼻から城ヶ島安房埼まで引いた線、同島西端から二八一度一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四八度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と西ノ崎とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	磯崎から九〇度四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から真鶴埼北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	姫川港沖防波堤東灯台(北緯三七度三分八秒東経一三七度五〇分五九秒)から一三一一度三八〇メートルの地点から〇度一、六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三六度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	能生港北防波堤灯台(北緯三七度六分五六秒東経一三七度五十分五七秒)から二一九度九二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	直江津港導流堤北灯台(北緯三七度一分一六秒東経一三八度四分三三秒)から二二一度一、六一五メートルの地点から三二五度三、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度七、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関川直江津橋及び保倉川信越本線鉄道橋各下流の河川水面	大久保三角点(四五メートル)(北緯三七度二分四四秒東経一三八度三分九秒)から二五八度一、六五〇メートルの地点から三三三度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴川八坂橋下流の河川水面	長峰三角点(一五〇メートル)(北緯三七度三分二四秒東経一三八度四分五七秒)から〇度二、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二〇度三分及び二九〇度に引いた線以西の部分、同地点から二九〇度一、三〇〇メートルの地点から二〇度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇一度三分に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	新潟港西区突堤灯台(北緯三七度五十分二分三秒東経一三九度四分七秒)から二二〇度五五分四、〇四〇メートルの地点、同地点から三三三度五、〇〇〇メートルの地点、次第浜三角点(三〇メートル)(北緯三八度四分四秒東経一三九度一分三三秒)から三二〇度五、〇〇〇メートルの地点及び同三角点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに信濃川万代橋及び通船川山ノ下橋各下流の河川水面	岩船三角点(七三メートル)(北緯三八度一分四分四秒東経一三九度二分六一秒)から一八七度三分三、〇〇〇メートルの地点から二八五度一、八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度五、一一五メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに明神橋下流の石川水面	金剛山三角点(九六二メートル)(北緯三八度一分二〇秒東経一三八度二分五〇秒)から一四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	市振埼から五〇度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び羽茂大橋下流の羽茂川水面	城山山頂(北緯三七度四分四分六秒東経一三八度一分四分三三秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	魚津港北区防波堤灯台(北緯三六度四分九分一四秒東経一三七度二分三二九秒)から一六九度一、〇四〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	岩崎ノ鼻灯台(北緯三六度四分三三秒東経一三七度二分五九秒)から三〇八度一、〇〇〇メートルの地点から四〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、富山東防波堤灯台(北緯三六度四分五秒東経一三七度一分三三秒)から一〇二度三分一、四〇〇メートルの地点から〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋及び神通川菘

井	福	賀	敦	浜	小	田	和	浦	福	島	輪	飯	木	小	津	出	宇	水	穴	尾	見	水	浦
三国防波堤南方照射灯(北緯三六度一三分一一秒東經一三六度七分五三秒)から六度一、一三〇メートルの地点から二四九度一、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度六、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度三、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに九頭竜川新保橋及び竹田川港橋各下流の河川水面	松ヶ崎から明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹ノ橋下流の旧笹ノ川水面			二児島崎から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面		犬見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山山頂から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	〇メートルの地点まで引いた線、同地点からダン鼻(北緯三五度三二分四八秒東經一三五度二九分二七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	蕨ヶ崎北西端(北緯三五度三二分二六秒東經一三五度二九分四四秒)から二四〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度三六分一〇秒)から二二七度三〇分五、〇二〇メートルの地点から三〇六度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度八、五四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一六六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、大野川水面並びに普正寺橋下流の犀川水面	滝崎灯台(北緯三六度五五分四五秒東經一三六度四五分)から一五七度九六〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面	藻ノ崎を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	竜ヶ崎から一一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにいろは橋下流の河原田川水面	妙見山三角点(五四メートル)(北緯三七度二六分五四秒東經一三七度一六分二四秒)から二二〇度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面	城ヶ鼻(北緯三七度一八分二秒東經一三七度一四分二〇秒)から一八〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	城ヶ鼻(北緯三七度一八分二秒東經一三七度一四分二〇秒)から一八〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面	宇出津灯台(北緯三七度一七分五九秒東經一三七度九分八秒)から八六度六九五メートルの地点から一八〇度八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹谷川笹谷川橋、梶川港大橋及び薬師川薬師橋各下流の河川水面	屏風崎南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島指向灯(北緯三七度六分四一秒東經一三七度一分二二秒)から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面	タケガ鼻から二二九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面			唐島三角点(一二メートル)(北緯三六度五一分五一秒東經一三六度五九分四四秒)を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面並びに余山川間島橋、上庄川北の橋及び新川野尻屋橋各下流の河川水面	屏風崎南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島指向灯(北緯三七度六分四一秒東經一三七度一分二二秒)から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面	浦橋各下流の河川水面、内川水面、放生津潟水面並びに岩瀬運河及び中島開門以北の富津運河の各運河水面	

静 岡 県

原	榛	川	井	大	津	焼	水	清	浦	の	子	田	津	沼	浦	静	田	戸	肥	土	須	久	宇	崎	松	石	手	田	下	取	稲	東	伊	代	網	海	熱
仁田村三角点(八七メートル)(北緯三四度四四分五秒東經一三八度一三分二〇秒)から一八〇度一、四五〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の勝間田川水面			上新田三角点(一六メートル)(北緯三四度四九分八秒東經一三八度一六分二三秒)から一五一度四、二七〇メートルの地点を中心とする半径一、六〇〇メートルの円内の海面		焼津港焼津南防波堤北灯台(北緯三四度五二分九秒東經一三八度二〇分一四秒)から二度一、二六五メートルの地点から八〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度八五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬戸川当目大橋、小石川須原橋、旧黒石川新川橋、黒石川小川橋及び木屋川港橋各下流の河川水面	清水灯台(北緯三五度三八秒東經一三八度三一分五〇秒)から六度六〇〇メートルの地点から三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の巴川水面			沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径一、六〇〇メートルの円内の海面並びに沼川沼川新橋、和田川新和田川橋、潤井川田子の浦橋及び江川江川水門各下流の河川水面の狩野川水面		下香貫村三角点(五〇メートル)(北緯三五度四分二六秒東經一三八度五一分四一秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面中同三角点から二三五度三五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から二七〇度に引いた線以北の部分並びに港大橋下流の狩野川水面	西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	金桜山山頂(二五一メートル)から淡島島頂まで引いた線、同地点から大久保鼻護岸南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面			大川左岸突端を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面		丸山崎から二八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面		廻崎三角点(一五〇メートル)(北緯三四度五一分五八秒東經一三八度四五分二八秒)から一七四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面		廻崎三角点(一五〇メートル)(北緯三四度五一分五八秒東經一三八度四五分二八秒)から一七四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面		アジホガ鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	の合流点下流の河川水面	タライ崎から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青野川と前田川との合流点下流の河川水面	稲生沢川水面	狼煙崎から赤島南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにみなと橋下流の稲生沢川水面	稲取岬から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	一、二五〇メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面	伊東港東防波堤灯台(北緯三四度五八分二秒東經一三九度六分一三秒)から二六四度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面	網代村三角点(一六三メートル)(北緯三五度二分四四秒東經一三九度五分四九秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中熱海港の区域に属する部分を除いた海面	分りに引いた線及び陸岸により囲まれた海面	稲村弁天岩(八メートル)(北緯三五度七分東經一三九度五分四八秒)から一八六度三〇〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面			



相良	愛鷹岩（北緯三四度四分三六秒東經一三八度一三分二五秒）から三〇〇度二、四〇〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び新橋下流の萩間川水面
御前	御前埼灯台（北緯三四度五分四五秒東經一三八度一三分三三秒）から四七度一、〇〇〇メートルの地点から一〇度四、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浜名	弁天島駅（北緯三四度四分二五秒東經一三七度三六分一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに湖西市鷺津と同市新居町中之郷との境界湖岸（北緯三四度四分三六秒東經一三七度三三分一六秒）から九〇度引いた線、宇布見橋及び陸岸により囲まれた浜名湖水面
伊良湖	伊良湖岬灯台（北緯三四度四分四六秒東經一三七度五八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中同灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点と一七一度二、六一〇メートルの地点とを結んだ線から二〇〇メートルの距離にある北東側の線の南西側の部分を除いた海面
福江	畠村三角点（六・〇メートル）（北緯三四度三八分四秒東經一三七度五分三九秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
泉	泉港西防波堤灯台（北緯三四度三九分二六秒東經一三七度九分二七秒）から二一九度三〇分二〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面
三河	橋田鼻灯台（北緯三四度四分五五秒東經一三七度一〇分一二秒）から一四三度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐川田原新橋、梅田川大崎橋、柳生川小池橋、豊川渡津橋、豊川放水路前芝大橋、佐奈川浜田橋及び音羽川永久橋各下流の河川水面
東幡	中柴海岸南端と寺部海岸南端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
吉田	吉田港灯標（北緯三四度四分四九秒東經一三七度四分三九秒）から三五五度六三〇メートルの地点を中心とする半径一、四〇〇メートルの円内の海面及び鉄道橋下流の矢崎川水面
一色	一色港西防波堤灯台（北緯三四度四分一七秒東經一三七度四九秒）から四三度二〇分五九五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
浦衣	布土大橋基標（北緯三四度四分一六秒東經一三六度五五分六秒）から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流東海道本線鉄道橋下流の逢妻川及び境川の各河川水面
師崎	鷲ヶ崎から九〇度引いた線、羽豆崎から九〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
篠崎	蛭子ヶ鼻から二七〇度二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五八度一、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から中手島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
豊浜	豊浜港西防波堤灯台（北緯三四度四分一五秒東經一三六度五六分一二秒）を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面
内海	内海港第四号防波堤灯台（北緯三四度四分一六秒東經一三六度五五分二九秒）から一二〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点から二一八度一、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分二、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内海橋下流の内海川水面

常滑	常滑港南防波堤灯台（北緯三四度五分二二分四二秒東經一三六度五〇分一秒）から一二六度一、五一〇メートルの地点から二三〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八八度三〇分八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度三、一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度三〇分一、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三七七度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面
名古屋	大野港北防波堤灯台（北緯三四度五分五八秒東經一三六度四九分一九秒）から三四〇度一〇〇メートルの地点から伊勢湾灯標（北緯三四度五五分一六秒東經一三六度四七分三三秒）まで引いた線、同灯標から三五三度三〇分九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度三〇分四、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三八度二、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から名古屋港高潮防波堤（鍋田堤）屈曲部南西角（北緯三五度一分六秒東經一三六度四分五三秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、天白川千鳥橋、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、荒子川樋門、庄内川一色大橋、新川庄内新川橋及び日光川水こう門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面
三重桑名	揖斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東經一三六度四三分一秒）から三四六度五、四六〇メートルの地点から一一八度引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川水面
四日市	四日市港東防波堤灯台（北緯三四度五七分五九秒東經一三六度四分一秒）から二五度三〇分六、一五〇メートルの地点から一五八度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度一、五一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九三度八、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川朝明大橋、海蔵川三重橋、天白川大井ノ川橋、鈴鹿川磯津橋、鈴鹿川派川新五味塚橋及び三滝川大正橋各下流の河川水面
千代崎	千代崎港南防波堤灯台（北緯三四度五一分一八秒東經一三六度三七分）から二二四度三〇分二二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び千代崎橋下流の金沢川水面
津	賢埼灯台（北緯三四度四分四〇秒東經一三六度三一分二七秒）から一一九度一、五〇〇メートルの地点から二七〇度引いた線、同地点から三五七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川津興橋、安濃川安濃津橋及び志登茂川江戸橋各下流の河川水面並びに同灯台から一四九度五、五一〇メートルの地点から七七度二、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに相川橋下流の相川水面
松阪	松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三七分東經一三六度三三分四一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
宇治山田	宇治山田港大湊防波堤灯台（北緯三四度三一分四分四五秒東經一三六度四分三三秒）から二二八度二、六三〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の宮川、大湊川、勢田川及び五十鈴川の各河川水面
田島	西崎、日向島北端、答志島鳥ヶ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
波切	波切港北防波堤灯台（北緯三四度一六分五三秒東經一三六度五三分五八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
切島	浜島港灯台（北緯三四度一七分二八秒東經一三六度四五分五五秒）から三一二度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面

大阪府		京都府	
南阪	日深	美久	本木
阪南港岸和田新東防波堤灯台(北緯三四度二九分二四秒東經一三五度二二一分一秒)から四五度二〇七〇メートルの地点から三二〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇六度七、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二七度三、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二三度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川橋並橋、春木川新春	豊国埼(北緯三四度一九分二四秒東經一三五度六分五六秒)から〇度に引いた線、長崎から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和橋及び東川落合橋各下流の河川水面	大崎三角点(一三六メートル)(北緯三四度一〇分五八秒東經一三六度一九分五六秒)から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻(北緯三四度五分一四秒東經一三六度四分一二秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、船津川汐見橋及び銚子川銚子橋各下流の河川水面並びに白石湖水面 モト鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鬼ヶ城三角点(一五三メートル)(北緯三三度五三分三〇秒東經一三六度六分四八秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面 大向三角点(一七三・五メートル)(北緯三五度三八分三八秒東經一三四度五三分二六秒)から〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 下岡三角点(二八六メートル)(北緯三五度四分二八秒東經一三五度二三秒)から三〇度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面及び同円内の福田川水面 蔦刈岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
小崎から椎埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	片島鼻から日置埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面(阿蘇海を含む。)並びに大手橋下流の大手川水面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	林ノ下突端(北緯三五度四分四五秒東經一三五度一五分二六秒)から甲埼龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
金ヶ埼から〇度に引いた線、博奕岬から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川新橋、伊佐津川大和橋、寺川前島みなと歩道橋、与保呂川新川橋、祖母谷川富士橋及び志楽川松島橋各下流の河川水面	コツトイ埼から三ツグリ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	城山鼻から青島南端を経て鋤埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	

大阪府		兵庫		泉	
神	八木	東播磨	石	明	兵庫
播磨塩屋港南防波堤灯台(北緯三四度三七分五〇秒東經一三五度四分四九秒)から六九度三〇分一、二八〇メートルの地点から九〇度三、九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七九度一一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度二、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度三〇分七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度四、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五一度三〇分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度五、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度二七分三八秒の線から下流の大和川水面、内川堅川橋、内川放水路古川橋、住吉川住之江大橋、木津川大浪橋、尻無川岩松橋、旧淀川端建蔵橋及び船津橋、六軒家川春日出橋、正蓮寺川正蓮寺川水門、淀川伝法大橋、神崎川城島橋、中島川中島出来島橋、左門殿川辰巳橋、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武橋、宮川汐風橋、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋並びに妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに木津川運河、三軒家川、福町堀、大正内港、天保山運河、三十間堀川、安治川内港、桜島入堀、島屋北入堀、東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河、新川運河及び兵庫運河の各水面	瀬戸川口左岸突端から二四〇度二、八八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八九度二〇分三、八一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度五三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五二度二、四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二六度三〇分三、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四度三〇分一、二七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇四度四、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から天川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに喜瀬川本荘下橋、別府川対潮橋、加古川相生橋、堀川永楽橋、法華山谷川山陽電気鉄道橋、松村川松村水門及び天川山陽電気鉄道橋各下流の河川水面	明石港東外港西防波堤灯台(北緯三四度三八分二八秒東經一三四度五九分二六秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同灯台からそれぞれ八二度三〇分及び二三四度に引いた線以南の部分、同灯台から二三四度九〇〇メートルの地点から二二四度六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	中川口右岸突端から一八〇度二、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度三〇分四、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度九、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに市川潮止堰、野田川向島橋、船場川飾磨港大橋、水尾川西浜橋、夢前川最下流床止えん	木橋、津田川岸見橋、近木川永久橋、見出川最下流床止えん堤及び佐野川臨海橋各下流の河川水面	阪南港泉佐野沖防波堤灯台(北緯三四度二六分九秒東經一三五度一分四分秒)から二七度六、二九〇メートルの地点から三二二度二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五一度一、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四一度一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度五、一七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五一度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

島	富	家	郡	志	都	湊	良	福	良	由	本	洲	名	津	屋	岩	浜	住	香	山	柴	山	居	津	徳	赤	生	相
富島港北防波堤灯台（北緯三四度三三分四秒東経一三四度五五分五七秒）から二二五度五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	富島港北防波堤灯台（北緯三四度二八分四〇秒東経一三四度五〇分三六秒）から一八九度二三〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び大川橋下流の郡家川水面	郡家港西防波堤灯台（北緯三四度二八分四〇秒東経一三四度五〇分三六秒）から一八九度二三〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び大川橋下流の郡家川水面	都志港北防波堤灯台（北緯三四度二五分八秒東経一三四度四六分三三八秒）から一四六度三三〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び都志大橋下流の都志川水面	都志港北防波堤灯台（北緯三四度二五分八秒東経一三四度四六分三三八秒）から一四六度三三〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び都志大橋下流の都志川水面	湊港西防波堤灯台（北緯三四度一九分五八秒東経一三四度四三分三一秒）から七八度三〇分二二五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び同円内の三原川水面	釣島鼻から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	由良三角点（一一四メートル）（北緯三四度一七三分七秒東経一三四度五六分二六秒）から三四七度七八〇メートルの地点から四〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八二度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から生石鼻（北緯三四度一六分二秒東経一三四度五七分七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	洲本港南防波堤灯台（北緯三四度二〇分四九秒東経一三四度五四分一二秒）から二七三度三三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び洲本橋下流の洲本川水面	津名七六度一、九七〇メートルの地点から一四七度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに志筑川志筑大橋及び生徳川生徳橋各下流の河川水面	岩屋港西防波堤灯台（北緯三四度三三分三秒東経一三五度一分五五秒）から六八度八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	浜矢城ヶ鼻から観音山三角点（二四五メートル）（北緯三五度三三分八分東経一三四度二七分四四秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに清富橋下流の岸田川水面	住白石島北端から黒島北端を見とおした線、白石島北端から二四四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	香山柴山港灯台（北緯三五度三九分五七秒東経一三四度三九分四八秒）から一一八度一、一四〇メートルの地点から〇度一、二七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	居津居山島猿ヶ城から赤島を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに港大橋下流の円山川水面及び気比の浜橋以西の気比運河水面	赤御崎から御前岩を経て取揚島北端まで引いた線、同地点から三二二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内濤樋門、千種川赤徳大橋及び御崎濤元祿橋各下流の河川水面	生釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	相中川橋及び元川元川橋各下流の河川水面											

代	網	取	鳥	碓	赤	子	津	山	歌	和	広	浅	湯	良	由	高	日	辺	田	置	日	本	串	向	西	座	古	神	浦	浦	勝	井	久	宇	山	和
網代埼北端から二七〇度に引いた線、駒馳山崎から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩本橋下流の蒲生川水面	鳥取港灯台（北緯三五度三三分三秒東経一三四度一分二秒）から一四七度三七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の湖山川及び千代川の各河川水面	赤碓港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分五一秒東経一三三度三九分三三秒）から二〇九度三〇分二七五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	八尋鼻から三一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	山宮崎ノ鼻から地ノ島南端まで引いた線、同島鹿ノ首から田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、土入川土入橋、紀の川北島橋、女良川旭橋及び有田川安諦橋各下流の河川水面並びに下津牛ヶ首防波堤灯台（北緯三四度六分五二秒東経一三五度八分二二秒）から二四度一、一五〇メートルの地点から一六四度三〇分に引いた線以西の加茂川水面	湯田川北橋各下流の河川水面	由良神谷崎から蟻島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良橋下流の由良川水面	高日壁川崎三角点（三八メートル）（北緯三三度五〇分四六秒東経一三五度九分五四秒）から二五二度二、二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、下川西川小橋及び西川西川大橋各下流の河川水面	日置川口両岸突端を結んだ線と日置大橋及び日置小橋との間の河川水面	田番所鼻から斎田崎（北緯三三度四三分三秒東経一三五度二一分八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	置日橋杭一ノ島から稲荷島を見とおした線、橋杭一ノ島から戸島崎まで引いた線、遠見山山頂（一二四メートル）から二二四度九八五メートルの地点から二四六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	串橋杭一ノ島から稲荷島を見とおした線、橋杭一ノ島から戸島崎まで引いた線、遠見山山頂（一二四メートル）から二二四度九八五メートルの地点から二四六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	向懷山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	西九龍島島頂から三一〇度に引いた線、同島南東端から四三度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに古座川橋下流の古座川水面	古神浦懷山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	浦勝シケ島鼻から乙島南端まで引いた線、同地点から鶴島南端まで引いた線、鶴島北端から三四六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	井宇久井鼻から駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鉄道橋下流の長野川水面	山宮目覚ノガマ（北緯三三度三九分三七秒東経一三五度五九分一七秒）から赤島南端まで引いた線、同島東端から三五一度に孔島まで引いた線、漁港東防波堤、漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海面	和歌山宮																		

鳥取	島根	島	島根	鳥取	鳥取								
向島島頂を中心とする半径八〇メートルの円内の海面	美保関三角点（一六七メートル）（北緯三五度三四分東經一三三度一八分二七秒）から一三度三分一分一、二六〇メートルの地点から二〇六度四、一一五メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度三分一、七五メートルの地点まで引いた線、境港指向灯（北緯三五度三二分五二秒東經一三三度一分二分二秒）を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円のうち同灯から一四八度引いた線以南であつて、かつ、一六四度に引いた線以東の部分、和名鼻（北緯三五度三一分五三秒東經一三三度一分四分九秒）から一五五度に江島まで引いた線、大根島亀崎東端から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	益田市中島町と同市高津八丁目との境界海岸（北緯三四度四分四二秒東經一三一四度四分三秒）を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び鴨島大橋下流の高津川水面	庵寺山三角点（八九メートル）（北緯三四度四分三三秒東經一三二度五五分五〇秒）から二七〇度四分一分一、三四〇メートルの地点から三五六度三分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三三度三分三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岡見川鉄道橋及び三隅川鉄道橋各下流の河川水面	日和山三角点（七七メートル）（北緯三四度四分二分東經一三二度四分三秒）から二六度三分二分二、四二〇メートルの地点から二九五度三分五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度に馬島まで引いた線、同島水島鼻から二二八度三分四、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浜田川龜山橋及び周布川鉄道橋各下流の河川水面	渡津三角点（一三八・八メートル）（北緯三五度五五分東經一三二度一分四分二九秒）から二七〇度一分一、四〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面及び江川橋下流の江川水面	荒布場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から広出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大田市久手町と同市島井町との境界海岸（北緯三五度一分四分一秒東經一三二度三分四分）を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面	神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	生洲鼻から男島北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	獅子鼻から馬島北端まで引いた線、同島南西端から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九島西端から二二二度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から二二二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	美保関港沖防波堤灯台（北緯三五度三二分二九秒東經一三三度一分八分三二秒）から三八度三〇五メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面	大谷三角点（一一四メートル）（北緯三五度二七分二六秒東經一三三度六分三六秒）から一〇六度二分二、一一〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに末次鼻から嫁ヶ島を見とおした線以東の宍道湖水面及び大橋川水面

岡山	島	鳥取	島根	鳥取	島根	島	島根	鳥取	鳥取	島根	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
油壺鼻から亀島北端まで引いた線、同地点から二八六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	白崎鼻から二ヶ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ鼻からツブノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の中州川水面	伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鷺尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	馬立鼻から前島荒崎まで引いた線、同島城ノ鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九幡西突堤突端（北緯三四度三六分一六秒東經一三四度一分四七秒）から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広谷三角点（二三三メートル）（北緯三四度四分一分七秒東經一三四度五分六秒）から一三六度二、九〇〇メートルの地点から一二六度三分に引いた線以南の吉井川水面	外波崎から二〇七度三分に引いた線、同地点から九幡西突堤突端まで引いた線、西大寺港九幡東一ノ防波堤灯台（北緯三四度四分一五秒東經一三四度一分五一秒）から二七七度二九〇メートルの地点から二二五度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高島北端から〇度に引いた線、同島南端から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京橋、中橋及び小橋各下流の旭川水面	童崎（北緯三四度三分八秒東經一三三度五七分四三秒）から一二四度三分六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度三分三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六四度六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七六度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から下島島西端まで引いた線、同地点から飛州（四・九メートル）まで引いた線、同地点から一九九度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ鼻から二六八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	味野三角点（二〇九メートル）（北緯三四度二七分五三秒東經一三三度四分二一秒）から八四度三分二、五六〇メートルの地点から九三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	味野三角点から八四度三分二、五六〇メートルの地点から一八〇度一分一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大正橋下流の小田川水面	西ノ崎から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	三百山三角点（一三五メートル）（北緯三四度二六分五八秒東經一三三度四分五〇秒）から二二六度一分一、三一一メートルの地点まで引いた線、同地点から二七七度三分九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度一分二、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度四、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度二、八九五メートル					

笠岡	岡山	尾道	糸崎	忠海	竹原	安芸	津	呉	広島	大竹	土生	重井	佐木	岸
古城山三角点(六九メートル)(北緯三四度三〇分四秒東経一三三度三〇分二三秒)を中心とする半径九〇メートルの円内の海面	狐崎から仙酔島ノ口岬まで引いた線、同地点から九〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五九度七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに芦田川河口せき下流の芦田川水面	犬吠山山頂から西岩岳三角点(一三〇メートル)(北緯三四度二二分五八秒東経一三三度九分二〇秒)まで引いた線、鶏小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	猿ヶ鼻から大谷鼻(北緯三四度一九分四八秒東経一三三度二二秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	太郎ヶ鼻(北緯三四度一八分九秒東経一三二度五二分二七秒)から阿波島源氏ヶ鼻(北緯三四度一九分二七秒東経一三二度五六分二二秒)まで引いた線、同地点から八〇度一七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から観喜山三角点(二六三メートル)(北緯三四度二〇分二九秒東経一三二度五八分三三秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	風早三角点(二九六メートル)(北緯三四度一八分四秒東経一三二度四六分五九秒)から木谷三角点(一三八メートル)(北緯三四度一八分三二秒東経一三二度五一分四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豆倉鼻から一九九度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猫崎から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大戻ヶ鼻から二六五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	観音崎から峠島南端を経て似島南東端まで引いた線、同島地獄鼻から大カクマ島南端まで引いた線、同地点から沖ノ山鼻(北緯三四度一九分五七秒東経一三二度一九分一七秒)の方向に四、九五メートルの地点まで引いた線、同地点から三一八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬野川明神橋、猿猴川仁保橋、京橋川御幸橋、元安川南大橋、旧太田川住吉橋、天満川昭和大橋及び太田川庚午橋各下流の河川水面	油見三角点(二三三メートル)(北緯三四度一三分二七秒東経一三二度一二分四二秒)から六五度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円弧のうち同地点から六度三〇分に引いた線以東であつて、かつ、八六度三〇分に引いた線以北の部分、同地点から八六度三〇分二、三〇〇メートルの地点から一七六度三〇分一、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平内島北端から三二九度に引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島敵島北端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から二五度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂(三九一メートル)とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から一八八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐木島鍋ヶ鼻から八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面			

瀬戸	田	崎	木	江	御手洗	大	西	蒲	刈	島	山口	久	賀	安	下	庄	小	松	柳	井	室	津
向上寺山三角点(六六メートル)(北緯三四度一八分二六秒東経一三三度五十分一三秒)から七六度八四〇メートルの地点を中心とする半径二、六〇〇メートルの円弧、高根島三角点(三一〇メートル)(北緯三四度一八分三六秒東経一三三度四分一四秒)と生口島婿尻ノ鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	鯨崎から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(北緯三四度一七分一八秒東経一三二度五五分三三秒)まで引いた線、同島カンネ鼻から船島陰ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	御手洗島三角点(四四九メートル)(北緯三四度一〇分一九秒東経一三二度五〇分五五秒)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町山山頂(八八メートル)から三二〇度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度一一分三六秒東経一三二度四八分四六秒)まで引いた線、同三角点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	七々見山山頂(五七メートル)から長島三角点(七四メートル)(北緯三四度一五分五九秒東経一三二度五二分一八秒)まで引いた線、同三角点から長九郎鼻まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神(北緯三四度一四分五七秒東経一三二度五四分五五秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大平山山頂から九五度に上蒲刈島まで引いた線、下蒲刈島白崎から八〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から上蒲刈島三崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小名切岬(一四メートル)から二二八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岩国港北防波堤灯台(北緯三四度一一分三八秒東経一三二度一四分五五秒)から四一度二、七五〇メートルの地点から二五八度三〇分に引いた線、同地点から兜島三角点(一〇二メートル)(北緯三四度七分一六秒東経一三二度一八分五六秒)まで引いた線、面高鼻から九〇度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兜島三角点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、小瀬川最下流送油橋下流の山口県の区域内の河川水面並びに今津川連帆橋及び門前川鉄道橋各下流の河川水面	大崎鼻から二八一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	津長鼻から一七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新明新橋下流の屋代川水面	柳井港東防波堤灯台(北緯三三度五七分七秒東経一三二度八分一七秒)から三八度六八〇メートルの地点から一八〇度二、三一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに片野橋下流の片野川水面	唐釜(一九メートル)から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港の区域に属する部分を除いた海面										

野粟島角牛特串小狭厚田野小丸口山徳秋関中尻田三松山下山徳積室生平関上	流の粟野川水面	度四〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面	角島三角点(三〇メートル)(北緯三四度二〇分三七秒東経一三〇度五二分二秒)から〇度四〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面	牛島三角点(三〇メートル)(北緯三四度二〇分三七秒東経一三〇度五二分二秒)から〇度四〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面	特牛灯台(北緯三四度一九分九秒東経一三〇度五三分三〇秒)から二〇〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	串宮島北端から七三度に引いた線、同島南端から一五〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小宮崎三角点(一一四メートル)(北緯三四度二二秒東経一三二度七分三七秒)から一五〇度引いた線、同島南端から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面	狭崎三角点(一一四メートル)(北緯三四度二二秒東経一三二度七分三七秒)から一五〇度引いた線、同島南端から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面	厚崎三角点(一一四メートル)(北緯三四度二二秒東経一三二度七分三七秒)から一五〇度引いた線、同島南端から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面	田崎三角点(一一四メートル)(北緯三四度二二秒東経一三二度七分三七秒)から一五〇度引いた線、同島南端から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面	野崎三角点(一一四メートル)(北緯三四度二二秒東経一三二度七分三七秒)から一五〇度引いた線、同島南端から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面	小野田港防波堤灯台(北緯三三度五八分二四秒東経一三二度九分五三秒)を中心とする半径一、七〇〇メートルの円内の海面及び小野田橋下流の有帆川水面	丸尾崎から丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	口岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	山岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	徳岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	秋岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	関岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尻岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須干拓地東北端(北緯三四度一分一九秒東経一三二度二分五八秒)から幸崎干拓地南西端(北緯三四度一分三二秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	田三田尻中関港築地東防波堤南灯台(北緯三四度五四秒東経一三二度三六分四三秒)から二七七度三分三〇メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二度及び二五二度に引いた線以南の部分、中関灯台(北緯三三度五九分五八秒東経一三二度三分三八秒)から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	松道橋下流の島田川水面	山下赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	徳赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	積赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	室赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	生赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	平赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	関赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三二度四分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三二度四分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五六分一四秒東経一三二度四分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	上唐釜から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、一二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
------------------------------------	---------	----------------------------------	--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	-----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---	--	--	--	--	--	--	---

山口	徳島	福島	山形	江崎	須賀	佐賀	萩	仙崎
一部崎灯台(北緯三三度五七分三三秒東経一三二度一分二三秒)から五六度三分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三九度三、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇九度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度引いた線、根岳山頂(七一メートル)から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、南風泊東防波堤、同防波堤突端から南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、竹ノ子島台場鼻から三一〇度三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度に引いた線、六連島灯台(北緯三三度五八分四二秒東経一三〇度五二分四秒)から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から和合島島頂(二五メートル)まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線、白州灯台(北緯三三度五九分一秒東経一三〇度四七分三〇秒)から一八五度三〇分四、一六〇メートルの地点から三五六度五、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分六、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度に白島まで引いた線、同島三角点(二二八メートル)(北緯三四度四一秒東経一三〇度四三分三七秒)から一七九度三〇分五、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度三、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川大橋及び堺川西港橋各下流の河川水面	二 新門司防波堤灯台(北緯三三度五二分二三秒東経一三二度三六分三〇秒)から二三五度三〇分一、〇二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七二度三〇分に陸岸まで引いた線、同灯台から二九〇度九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松ヶ江大橋下流の相割川水面	遠見ノ鼻から〇度一、七五〇メートルの地点から九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度四、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線、竹島北端から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに文明橋下流の撫養川水面	今切港長原導流堤灯台(北緯三四度六分一四秒東経一三四度三六分三三秒)から二四九度九七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び三ツ合橋下流の今切川水面	徳島市北洲洲東端(北緯三四度四分二二秒東経一三四度三五分四九秒)から一四度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに沖洲川沖洲大橋、福島川福島新橋、新町川かちどき橋、御座船入江川	屋海鼻から青海島千貫瀬鼻まで引いた線、王子鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに琴橋下流の三隅川水面	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雁島橋下流の松本川水面	海苔石から天神三角点(四六メートル)(北緯三四度三七分五〇秒東経一三二度三四分五四秒)を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	宇生ヶ崎から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

香川県										西	香	出	坂	龜丸	津度	多	間詫	尾	仁	寺音	観	浜	豊	喰	宍	川	淺	津	牟	佐	和	日	岐	由	橋	岡	富	島	松
山城橋、冷田川樋門、園瀬川鉄道橋、勝浦川勝浦浜橋、神田瀬川千歳橋及び立江川鷺橋										各下流の河川水面										丸亀東端から丸島島頂(七二メートル)まで引いた線、同島頂から四六度三〇分一、一〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から青島三角点(五三メートル)(北緯三三度五五分三一秒東経一三四度四三分二〇秒)まで引いた線、同三角点から三〇六度三〇分に陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに富岡港防砂堤灯台(北緯三三度五五分三一秒東経一三四度四二分四二秒)から二八四度三、五〇〇メートルの地点から一六二度に引いた線以東の桑野川及び派川那賀川水面																			
阿南市大潟町柏の東端(北緯三三度五三分一秒東経一三四度四〇分四〇秒)から楠ヶ浦北端(北緯三三度五一分一秒東経一三四度四分三一秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面										足摺岬から笠野島北端を経て東由岐浦南端(北緯三三度四五分五〇秒東経一三四度三五分五九秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面										阿瀬比ノ鼻から大磯東端まで引いた線、大磯西端から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日和佐川厄除橋及び奥瀧川奥瀧樋門下流の河川水面																			
小張崎から仏崎(北緯三三度三九分二四秒東経一三四度二五分二秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川橋下流の牟岐川水面										網代崎から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面										古愛宕三角点(一九六メートル)(北緯三三度三三分二八秒東経一三四度一七四分四五秒)から七四度一、五五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び宍喰橋下流の宍喰川水面																			
余木崎(北緯三四度二分三秒東経一三三度三五分五五秒)から四四度五、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面										観音寺港南防波堤灯台(北緯三四度七分二秒東経一三三度三七分五四秒)から七二度四四〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに財田川琴弾橋及び一ノ谷川港橋各下流の河川水面										大高島北東端から五四度に引いた線、同島南端から小高島北西端まで引いた線、同島南端から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面																			
三五岩灯標(北緯三四度四分五秒東経一三三度四〇分二一秒)から一二三度二、四四〇メートルの地点から岩島島頂(三・四メートル)まで引いた線、同島頂から二七〇度五、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに詫間水門下流の高瀬川水面										城ヶ下三角点(九三メートル)(北緯三四度一六分八秒東経一三三度四四分四一秒)から三五七度五八〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面										丸亀港蓬萊町防波堤灯台(北緯三四度一八分三九秒東経一三三度四六分五八秒)から一九一度一、七五五メートルの地点から上真島三角点(三六メートル)(北緯三四度一九分東経一三三度四分三一秒)まで引いた線、同三角点から二三七度三〇分に昭和町防波堤まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面																			
蛸崎(北緯三四度一九分二四秒東経一三三度四九分四九秒)から沙彌島ママコ鼻まで引いた線、同地点から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面										芝山山頂(四五メートル)から〇度一五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面																													

愛媛県																																						
機	三	崎	三	石	之	川	浜	幡	八	瓶	三	田	吉	島	和	宇	浦	深	島	直	庄	土	田	池	海	内	手	坂	田	引	松	本	三	津	度	志	松	高
襖鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面															オミ岬から大鳥井瀬を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面										松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
城ヶ浦鼻から三四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面																																						
御手洗鼻から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面															竜王鼻(北緯三三度一五分三五秒東経一三二度三〇分五六秒)から七一度二、一〇〇メートルの地点から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに立間川長栄橋、立間尻川口橋、南谷川新港橋及び鶴間川犬日大橋各下流の河川水面										戎ヶ鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
荷濤鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面																																						
角崎北東端、向島荒崎鼻、家島東端、同島西端及び重石鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面															室崎から一八〇度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面										飛火崎から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
赤崎から三一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面															大滝三角点(四三五メートル)(北緯三四度二七分五〇秒東経一三四度二〇分一八秒)から二四七度一、八五〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一四三度及び二七二度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面										引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御幸橋下流の小海川水面													
湊村三角点(九・七メートル)(北緯三四度一五分二秒東経一三四度二分二八秒)から二七二度一、五三〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面															津田川水面										長尾鼻から三一九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに津田川ゲート下流の津田川水面													
燈籠鼻から二七四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面																									高松港朝日町外防波堤南灯台(北緯三四度二一分四〇秒東経一三四度三分一九秒)から一七九度三〇分六九五メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面、同円内の新川及び春日川の各河川水面並びに高松琴平電気鉄道志度線鉄道橋下流の詰田川水面													





博多	能古島天狗鼻（北緯三三度三八分一〇秒東経一三〇度一七分五六秒）から三二度三〇分
大島	大島加代鼻から一八〇度に引いた線、同島曾根鼻から九〇度に引いた線及び陸岸により
島	魚見山山頂を中心とする半径一、七〇〇メートルの円内の海面及び芦屋橋下流の遠賀川
芦屋	水面
新田	新田港東防波堤灯台（北緯三三度四七分四九秒東経一三一度四八秒）から二〇二度五二
田	〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面
宇島	宇島港西三号防波堤灯台（北緯三三度三八分一秒東経一三一度七三分三〇秒）から一七六
島	度五一一メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面及び経済橋
三池	下流の経済橋水面
池	三池港北防砂堤灯台（北緯三三度二六秒東経一三〇度二三分三二秒）を中心とする半径
大	二、七〇〇メートルの円内の海面（ドックを含む。）
大	四ツ山山頂から八度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径四、五〇〇メートルの
田	円内の海面中三池港境界線以北の部分並びに諏訪川諏訪橋及び大牟田川中島橋各下流の
田	河川水面
津	浜武三角点（五・一メートル）（北緯三三度八分五六秒東経一三〇度二三分三一秒）から
若	二〇度五二〇メートルの地点を中心とする半径二、七〇〇メートルの円内の海面及び
津	大中島北東端から一三五度に引いた線以南の筑後川水面（福岡県の地先部分に限る。）
呼	友崎から加部島宮崎まで引いた線、同島立石崎から波戸崎まで引いた線及び陸岸により
子	囲まれた海面
唐	高島北端から二九三度に引いた線、同島南東端から一八〇度に引いた線及び陸岸により
津	囲まれた海面並びに舞鶴橋下流の松浦川水面
住	住ノ江港第一号灯標（北緯三三度一分東経一三〇度四分七秒）から二三度五四〇
ノ	メートルの地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住の江橋下流
江	の住ノ江川水面
諸	寺井三角点（一七メートル）（北緯三三度二分二八秒東経一三〇度二分二〇秒）から
富	一七八度一、四〇〇メートルの地点から一八〇度に引いた線、大中島南西端から一三五
伊	度に引いた線、佐賀江川口左岸突端から一三五度に引いた線及び同地点から一三五度に
佐	引いた線により囲まれた河川水面中佐賀県の区域内の部分
賀	佐賀県と長崎県の境界海岸（北緯三三度二分二六秒東経一二九度四七分二八秒）から
万	六六度三〇分一、〇一五メートルの地点まで引いた線、同地点から三五〇度二、七九〇
長	メートルの地点まで引いた線、同地点から矢柄鼻まで引いた線、煤屋崎から三一五度に
崎	引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松島橋下流の伊万里川水面
島	モノ瀬灯標（北緯三二度四四分四六秒東経一三〇度二分四三秒）から二五一度三〇分
原	七四〇メートルの地点から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から
口	〇度三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度二、二二〇メートルの地点
津	まで引いた線、同地点から二六四度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
之	宮崎鼻から一八〇度に引いた線、白間崎から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた
海	海面

小	弁天崎から穴ノ口崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浜	潮見崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
木	
脇	井上鼻（北緯三二度三五分八秒東経一二九度四七分三六秒）から甲ノ瀬及び中島南端を
岬	経て祇園崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
長	端崎から大瀬戸北灯台（北緯三二度四一分四三秒東経一二九度四七分二九秒）に引い
崎	た線、同灯台から一六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の
三	浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台（北緯三二度四分四二秒東経一二九度五一分五
重	二秒）から八九度六一〇メートルの地点から〇度に引いた線以西の中島川水面
式	端崎から三一三度に神楽島まで引いた線、同島西端から三重崎まで引いた線及び陸岸に
見	より囲まれた海面並びに新港大橋下流の多以良川水面
瀬	シラゴ鼻から七五度に引いた線、同地点から福島拝崎鼻まで引いた線、同島南端から一
戸	一六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに板浦三角点（二〇九メートル）（北
松	緯三二度五六分五三秒東経一二九度三八分四七秒）から一五二度三、三九〇メートルの
島	地点から一〇五度に引いた線以南の雪浦川水面
大	青山三角点（五九メートル）（北緯三二度五六分一五秒東経一二九度三五分四一秒）から
村	三〇度一、〇一五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円弧のうち同
島	地点からそれぞれ一〇六度及び三五二度に引いた線以東の部分、同地点から三五二度一、
松	五〇〇メートルの地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大	玖島崎から白島南端まで引いた線、同地点から三一一度に箕島まで引いた線、白島三角
村	点（七八メートル）（北緯三二度五四分九秒東経一二九度五六分三〇秒）から三一〇度
崎	二、四三〇メートルの地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
戸	鶴崎から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から芋島島頂まで引いた線、同地点から
佐	折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
世	高後崎から寄船崎まで引いた線、猪ノ首鼻から口木崎まで引いた線、フル崎から針尾島
保	三ツ岳山頂（二八メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐世保川
相	平瀬橋及び日宇川白岳橋各下流の河川水面
浦	大崎から三四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
白	魚見崎からコウゴ瀬まで引いた線、同地点から黒島北端を見とおした線及び陸岸により
浦	囲まれた海面
江	銭立鼻から小島（高嶺島）西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎
迎	大橋下流の江迎川水面
田	南風崎から平戸島南端まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲
平	まれた海面
松	蛭子崎（北緯三二度二分三秒東経一二九度四二分八秒）から三一六度一五〇メートル
浦	の地点から〇度一、九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた
今	線及び陸岸により囲まれた海面
福	野崎から履尾鼻（北緯三三度二分一秒東経一二九度四四分三三秒）まで引いた線及び
福	陸岸により囲まれた海面
江	石切鼻から一〇九度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八四度に引
江	いた線及び陸岸により囲まれた海面





津米	根久	阿久	内川	野木	申池	野崎	枕	山入	喜島	鹿兒	木治	加山	福水	垂水
米ノ津港西防波堤北灯台(北緯三二度八分六秒東經一三〇度二〇分二秒)から一三四度三〇分六九〇メートルの地点を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面及び米之津橋下流の米ノ津川水面	久根港西防波堤灯台(北緯三二度一分一三秒東經一三〇度一分二二秒)から一八五度六〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の高松川水面	阿久根港西防波堤灯台(北緯三二度一分一三秒東經一三〇度一分二二秒)から一八五度六〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の高松川水面	唐山三角点(四四メートル)(北緯三二度五分四分四秒東經一三〇度一分二六秒)から二〇三度二、九六〇メートルの地点から三一八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛ノ頸北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに月屋山三角点(一六〇メートル)(北緯三二度五分〇分四分四秒東經一三〇度一分三一分六秒)から二二五度三分一に引いた線以北の川内川及び原田川の各河川水面	申木野港A防波堤灯台(北緯三二度四分三六秒東經一三〇度一分五八秒)から一〇九度二、六六〇メートルの地点から二二八度二、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一一度三分三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三分五分五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三分〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに醉尾川須賀橋、五反田川平江橋及びオコン川野元橋各下流の河川水面	山神鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	赤崩鼻からカク鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	山川港番所鼻灯台(北緯三二度一分三分三六秒東經一三〇度三分八分一二秒)を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面	ENEOS喜入基地船だまり東防波堤灯台(北緯三二度三分四分〇秒東經一三〇度三分二分八秒)を中心とする半径四、五〇〇メートルの円内の海面	た海面並びに甲突川天保山橋及び永田川小松原橋各下流の河川水面	掛川綱掛橋及び日木山川日木山橋各下流の河川水面	加治木港基本水準標識(北緯三二度四分四八秒東經一三〇度四分二秒)から二七五度三〇分二〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面並びに綱掛川綱掛橋及び日木山川日木山橋各下流の河川水面	若御子鼻から宮浦川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	垂水港南防波堤灯台(北緯三一度二分九分四一秒東經一三〇度四分二秒)から三八度三分八八〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面のうち同地点からそれぞれ二五九度及び三五一度に引いた線以西の部分、同地点から二五九度二、〇〇〇メートルの地点から一六七度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八四度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに本城橋下流の本城川水面	

山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	別表第二(第二条関係)	都道府県	特定港	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、石狩湾、留萌、稚内						
酒田	秋田船川	石巻、仙台塩釜	釜石	青森、むつ小川原、八戸											
西	表	島	間	中	瀨	名	浦	宮	宮	湊	一	打	手	鰐	西
西之三港南防波堤北灯台(北緯三〇度四分三七秒東經一三〇度五八分五七秒)から一三度三分八二五メートルの地点から三〇六度三分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	島間港南防波堤灯台(北緯三〇度二八分一一秒東經一三〇度五十分五秒)から一九八度三分七二〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面	倉妻埼から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	釣掛燈台(北緯三二度三七分二二秒東經一二九度四分二七秒)から七〇度三分一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	湊鼻から二二二度三分四分二〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び一湊川橋下流の一湊川水面	肥瀬ノ埼から〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から塚崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦橋下流の宮之浦川水面	赤崎から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	赤崎から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	皆通崎から二四四度に引いた線、油井崎から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	金武岬南端から伊計島北端まで引いた線、同島南端、宮城島東端、浮原島東端、津堅島南端及び久高島東端を順次に結んだ線、同島南端から知念岬南端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	大嶺鼻西端から三二二度三分三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二〇度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋及び安里川泊高橋各下流の河川水面	渡久地港南防波堤灯台(北緯二六度三九分三三秒東經一二七度五十分一八秒)から一一度五分九〇〇メートルの地点から二六二度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から瀬底島東端まで引いた線、同地点から一九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	屋我地島ウフグチ崎西端から二八五度に引いた線、屋我地大橋、羽地奥武橋及び陸岸により囲まれた海面	下崎西端から二七〇度に引いた線、野川崎北端から〇度に同線まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	観音崎西端から一八〇度三分三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度一分、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四分、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	西之三港南防波堤北灯台(北緯三〇度四分三七秒東經一三〇度五八分五七秒)から一三度三分八二五メートルの地点から三〇六度三分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

千葉県	都道府県	指定港	館山、木更津、千葉
別表第三(第三条関係)			
沖縄県	鹿兒島県	宮崎県	大分県
鹿兒島、喜入、名瀬	細島	八代、三角	長崎、佐世保、厳原
長崎県	佐賀県	福岡県	高知県
伊万里	唐津	博多、三池	愛媛県
香川県	徳島県	徳島小松島	山口県
関門	岩国、柳井、徳山下松、三田尻中関、宇部、萩	岡山県	広島県
宇野、水島	島根県	浜田	鳥取県
境	鳥根県	和歌山県	兵庫県
東播磨、姫路	兵庫県	田辺、和歌山下津	京都府
四日市	三重県	四日市	大阪府
三河、衣浦、名古屋	愛知県	三河、衣浦、名古屋	大阪府
田子の浦、清水	静岡県	田子の浦、清水	石川県
敦賀、福井	福井県	敦賀、福井	富山県
七尾、金沢	石川県	七尾、金沢	新潟県
伏木富山	富山県	伏木富山	神奈川県
直江津、新潟、両津	新潟県	直江津、新潟、両津	東京都
横須賀	神奈川県	横須賀	千葉県
京浜	東京都	京浜	茨城県
日立、鹿島	千葉県	日立、鹿島	福島県
相馬、小名浜	福島県	相馬、小名浜	

東京都	京浜
神奈川県	横須賀
千葉県	